

第16号議案

芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年2月14日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定等のほかバス送迎の安全管理に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年芦屋市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、<u>第7条の3第2項</u>、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力</p>

改正後	改正前
<p>(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(家庭的保育事業者等と非常災害対策)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p>	<p>を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(家庭的保育事業者等と非常災害対策)</p> <p>第7条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 家庭的保育事業者等は、<u>利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）</u>を日常的に運行するときは、<u>当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>（家庭的保育事業者等の職員の一般的要件）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 （略）</p>	<p>（家庭的保育事業者等の職員の一般的要件）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 （略）</p>

（芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</p> <p>第6条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p>	<p style="text-align: center;">(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</p> <p>第6条 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p>	<p>(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>

改正後	改正前
3 (略)	3 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

第2条 改正後の芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

参 照 1

芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定等のほかバス送迎の安全管理に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）
 - ア 安全計画の策定等に係る規定の新設（第7条の2）
 - (ア) 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、次の事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
 - a 当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検
 - b 職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練
 - c その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項
 - (イ) 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、(ア) bの研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
 - (ウ) 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
 - (エ) 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

イ 自動車を運行する場合の所在の確認に係る規定の新設（第7条の3）

- (ア) 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動で自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握できる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。
- (イ) 家庭的保育事業者等は、見落としのおそれが少ないと認められる一定のものを除き、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて(ア)に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

ウ 家庭的保育事業所等と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするため、設備及び人員の専従規定を緩和する。（第10条）

エ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化（第14条）

オ その他規定の整理

(2) 芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

ア 安全計画の策定等に係る規定の新設（第6条の2）

- (ア) 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
 - a 当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検
 - b 職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練
 - c その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項
- (イ) 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、(ア) bの研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- (ウ) 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知

しなければならない。

- (エ) 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

イ 自動車を運行する場合の所在の確認に係る規定の新設（第6条の3）

放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動で自動車を運行するときは、利用者の乗降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握できる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

ウ 業務継続計画の策定等（第12条の2）

- (ア) 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (イ) 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- (ウ) 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

エ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化（第13条）

3 施行期日等

- (1) 令和5年4月1日
- (2) 改正後の2(1)イ(イ)の規定の適用は、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車にブザー等を備え、用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。
- (3) 施行日から令和6年3月31日までの間、2(2)ア(ア)から(ウ)までの規定の適用については、努力義務とする。

児童福祉法抜粋

(設備及び運営の基準)

- 第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。
- 2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- 3 放課後児童健全育成事業を行う者は、第1項の基準を遵守しなければならない。

(設備及び運営の基準)

- 第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。
- 2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- (1) 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数
- (2) 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 家庭的保育事業等を行う者は、第1項の基準を遵守しなければならない。

条例で定める基準について

省令で定められている内容に基づいて、現行の本市における家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業の運営実態を検証した結果、省令の「従うべき基準」及び「標準」については、それぞれの基準に準じ、同一内容とし、「参酌すべき基準」についても、同一内容とする。

【省令の基準】

- ア 「従うべき基準」とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものをいう。
- イ 「標準」とは、法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるものをいう。
- ウ 「参酌すべき基準」とは、自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものをいう。

省令（基準の種類）	条例	内容
家庭的保育事業等		
第7条の2（従う）	第7条の2	安全計画の策定等
第7条の3（従う）	第7条の3	自動車を運行する場合の所在の確認
第10条（当該家庭的保育事業者等の職員に係る部分に限る）（従う）	第10条	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準
第10条（上記以外）（参酌）		
第14条（参酌）	第14条	衛生管理等
放課後児童健全育成事業		
第6条の2（参酌）	第6条の2	安全計画の策定等
第6条の3（参酌）	第6条の3	自動車を運行する場合の所在の確認
第12条の2（参酌）	第12条の2	業務継続計画の策定等
第13条（参酌）	第13条	衛生管理等